

岐南町から転出される方へ



(マイナポータル（ぴったりサービス）で転出届を出した方)

マイナポータル（ぴったりサービス）で転出届を出した方は転出証明書が交付されません。岐南町での手続き後、**マイナポータルから【完了】の通知がされますので、マイナンバーカードを持参し、転入の手続きを行ってください**（転入先でワンストップによる転出であることを伝えてください）。

※申請状況についてはマイナポータルの申請状況照会からもできます。

※申請するだけでは転入できませんので、町での手続き（審査）が完了するまでお待ちください。

・その他手続き一覧（手続きがお済かどうか今一度ご確認ください）

区 分	岐南町での手続き	備 考	担当課
印鑑登録	転出（予定）日以降は、自動的に廃止されます。	必要に応じて転入先の市区町村で、印鑑登録の手続きをしてください（持ち物については転入先で確認してください）。	住 民 課
住民基本台帳カード	「住民基本台帳カード」は特に手続きはありません。 （公的個人認証サービスの電子証明書は自動的に失効されます。）	「住民基本台帳カード」は、転入先の自治体で継続利用の手続きをしてください。 ※現在は新規発行していません。	
マイナンバーカード （個人番号カード）	「マイナンバーカード」の手続きは特にありません（国外への転出を除く）。 申請中のマイナンバーカードは申請取消となりますので転入先で再申請してください。	転入先の自治体で継続利用手続きが必要となります（継続手続きをしない場合は失効します）。	
防災無線機の返却	防災無線の本体、電源コードなど貸与したものを必ず返却してください。		総 務 課
国民健康保険 （被保険者）	被保険者証を必ず返却してください。 転出日以降は使用できません。	転入先の自治体窓口で、改めて加入手続きをしてください。	保険年金課
国民年金 （加入者）	転出時点での手続きはありません（国外への転出を除く）。	必要に応じて、基礎年金番号がわかるもの、本年度の保険料の領収書等を持参の上、転入先の自治体で加入登録してください。	
後期高齢者医療	・転出先が県内の場合、岐南町の被保険者証を転出先へ提出してください。 ・転出先が県外の場合、岐南町の負担区分証明書を転出先へ提出してください。	転入先の市町村で、改めて加入手続きをしてください。 【県内へ転出の方】転出先の市町村で、岐南町の被保険者証を回収します。転入の手続きの際被保険者証を持参して下さい。 【県外へ転出の方】転出の手続きの際、被保険者証を岐南町へ必ず返却して下さい。	

区 分	岐南町での手続き	備 考	担当課
介護保険	被保険者証を返却してください。転出日をもって資格が喪失します。介護認定を受けている方は『受給資格証明書（転出者用）』をお渡しします。	介護認定を受けている方は、転入先の自治体で転入日から14日以内に登録手続きをしてください。	保険年金課
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方	手当を受給されていた方は廃止手続きをしてください。		福祉課
福祉医療	来庁者の本人確認書類をお持ちのうえ、福祉医療費受給者証を必ず返却してください。 返却がお済でない方には、後日福祉課からご案内を送付いたしますので、同封の返信用封筒にて受給者証を返却してください。転出日以降は使用できません。転入先の自治体で交付された受給者証を使用してください。	健康保険証を持参の上、転入先の自治体窓口で、改めて受給の手続きをしてください。 転入先の市区町村によっては『所得課税証明書』が必要となる場合がありますので、事前にご確認ください。	
犬の登録	転出時点での手続きはありません。	転入先の自治体で、犬の鑑札を持参のうえ、飼い犬の住所地の変更届を出してください	経済環境課
妊産婦健康診査受診票 聴覚検査受診票	転出後は使用できません。	転入先の自治体窓口に残りの受診票を持参し、交換の手続きをしてください。	健康推進課
予防接種予診票 （新型コロナウイルス接種券）	転出後は使用できません。	転入先の自治体窓口に残りの予診票等（接種券・接種済証明書・母子健康手帳）を持参し、交換の手続きをしてください。	
児童手当	電子申請（ぴったりサービス）にて『児童手当・特例給付 受給事由消滅届』を提出してください。	転入先の自治体窓口で改めて請求手続きをしてください。	子ども安心課
保育施設	保育施設に退園届を提出してください。		
児童扶養手当	児童扶養手当証書の返却、および転出の手続きをしてください。 ※オンラインによる手続きはできません。ご来庁が必要です。	転入先の自治体窓口で改めて請求手続きをしてください。	
幼児教育無償化（幼稚園等）	転出の手続きをしてください。	転入先の自治体窓口で改めて請求手続きをしてください。	二町教育委員会
町立小中学校から転校する児童・生徒の転校	在学している町立小中学校で転校手続きをし、『在学証明書』と『教科用図書給与証明書』の交付を受けてください。	『在学証明書』と『教科用図書給与証明書』を持参し、転校先の学校及び教育委員会で手続きをしていただく必要があります。 手続きについては、転校先の市町村教育委員会へお問い合わせください。	

区 分	岐南町での手続き	備 考	担当課
町立小中学校から 転校する児童・生徒の転校	通学安心システムＩＣタグ・タブレット・Wi-Fiルーターを借りている場合、在学している町立小中学校に返却してください。		生涯教育課
原動機付き自転車の 廃車	ナンバープレート、『標識交付証明書』『本人確認書類』を持参の上、廃車手続きをしてください。	転入先において再度、使用する場合は、印鑑、自賠責保険証書、「廃車証明書」を持参の上、登録手続きしてください。 ※郵送にて廃車手続きをされる場合は左記書類に加え、切手貼付済みの返信用封筒を税務課宛てに送付ください。	税 務 課
水道料金・下水道 使用料	転出予定日の１週間ほど前までに、岐南町水道料金事務センターへご連絡ください。	岐南町水道料金事務センター 岐南町八剣北４丁目８９番地 三起第一ビル１階 西 ☎０５８-２５９-３７００ 受付時間 平日８：３０～１７：３０まで （年末年始を除く）	上下水道課

★ 町（市）県民税（住民税）について税務課からのお知らせ！

住民税はその年の１月１日現在で住所のある人に対して課税されますので、岐南町から転出されても本年度の住民税は岐南町に対して納付いただくことになります。それに伴い、所得証明や納税証明などの各種証明書は本年度分（前年所得分）については岐南町役場の窓口でのみ発行可能のため、転出先の市町村では発行できませんのでご注意ください。ただし、転出先の市町村が広域相互発行市町村※の場合はその窓口で発行できる場合があります。

また、遠地へ転出の場合は郵便による請求も可能です。請求方法については岐南町ホームページ「ぎなんねっと」をご覧ください。岐南町役場税務課へお問い合わせください。

なお、特別徴収（給与天引）により納付いただいている方で、転出と同時に転職や離職される場合、それ以降の納付については普通徴収（ご自身による納付）に変更されます。納付書は、転出先へ郵送しますので、納付書記載の金融機関等で納付してください。

※前の勤務先や、新しい勤務先から届出があった場合は、引き続き特別徴収（給与天引き）となります。

岐南町での手続きは、すべて終了されましたか？

- ・転出を取りやめるときは、マイナポータル上で転出取消の手続きをして下さい。
- ・「介護保険受給資格証明書（更新手続用等）」等をお持ちの方は保険年金課で手続き後、返却してください。

※転出入の届出だけでは、本籍地などの戸籍の異動はしませんので、別途届出書と添付書類（戸籍謄本等）が必要となります。（異動が必要な方のみ）

※転出者が、国民健康保険加入者の場合は、国民健康保険税額が届出の翌月に変更となります。（世帯主に通知します。）

転入届は、新しい住所地に住み始めてから **14日以内**に、下記のものを用意して、転入先の自治体で 手続きをしてください。

- (持ち物) 1. 住所異動する方全員分のマイナンバーカード及び暗証番号
2. 印鑑(転入先で行う手続きによっては必要)
3. 窓口へ行かれる方の本人確認ができる書類
(運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きの公的証明書)

※手続きする方がご本人様(世帯主)でない場合は委任状等、別途書類が必要になる場合があります。転入先市区町村に事前にご確認ください。

お 知 ら せ

岐阜県内下記の市町で、戸籍・住民票や税務証明書(所得課税証明書等)などの各種証明書の相互発行を行っています(平日8:30~17:00)。

証明等が必要な方は、各自治体の住民窓口にお尋ね下さい。

・必要なもの

運転免許証やマイナンバーカード、パスポート等(申請者が確認できるもの)

・広域提携地区

岐阜地域(岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡(岐南町・笠松町)・本巣郡(北方町))

中濃地域(関市・美濃市)

西濃地域(大垣市・海津市・養老郡(養老町)不破郡(垂井町・関ヶ原町)・安八郡(神戸町・輪之内町・安八町)・揖斐郡(揖斐川町・大野町・池田町))

岐南町役場

〒501-6197

岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

【各課直通ダイヤル】

1階	住民課 tel.058-247-1333	健康推進課(健康増進・検診・予防接種) tel.058-247-1321
	保険年金課 tel.058-247-1341	子ども安心課(子ども家庭支援) tel.058-247-1344
	福祉課 tel.058-247-1348	子ども安心課(子育て世代包括支援センター) tel.058-214-3533
2階	税務課 tel.058-247-1397	生涯教育課 tel.058-247-1395
	経済環境課 tel.058-247-1370	
3階	総務課 tel.058-247-1331	財政課 tel.058-247-1394
	総合政策課 tel.058-247-1335	
4階	土木課 tel.058-247-1332	上下水道課 tel.058-247-1371
水道料金事務センター tel.058-259-3700 〒501-6011 岐南町八剣北4丁目89番地 三起第一ビル1階西		

新天地でのさらなるご活躍をお祈りいたします。